

【お知らせ】

実地試験の受験について

今回の試験で学科試験に合格した方が、2級電気工事施工管理技術検定試験の実地試験を学科試験免除で受験するためには、いくつかの制約があります。次の内容を必ずご理解のうえで、学科試験の受験申し込みを行ってください。

(1) 学科試験免除期間

学科試験に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して12年以内で連続する2回の学科試験が免除

④ 学科試験免除期間内に実地試験に合格できなかった場合は、再度、学科試験から受験することになります。

(2) 上記の有効期間内に受検資格を満たすと実地試験を受験できます。

受検資格は、最終学歴又は資格に応じて定められた電気工事の施工管理に携わった実務経験年数によって判定されます。その概要は次のとおりです。

受検資格は下表のとおりです。

区分	最終学歴	実務経験年数	
		指定学科卒業	指定学科以外卒業
イ	大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後2年以上	卒業後3年以上
	高等学校 専門学校の専門課程	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
	その他(最終履歴を問わず)	8年以上	
□	電気事業法による第一種、第二種または第三種電気主任 技術者免状の交付を受けた者	1年以上 (交付後ではなく、通算の実務経験年数として)	
ハ	電気工事士法による第一種電気工事士免状の 交付を受けた者	実務経験年数は問いません	
ニ	電気工事士法による第二種電気工事士免状の 交付を受けた者(旧・電気工事士を含む)	1年以上 (交付後ではなく、通算の実務経験年数として)	

受検資格を満たす実務経験として認められる工事等は、次のページに示したもののみです。

電気工事施工管理として認められる実務経験内容について

電気工事の実施に当たり、下表の工事種別、工事内容及び従事した立場ごとに、施工管理業務（電気工事における工程管理・品質管理・安全管理等）を適確に行った実務経験が必要です。

電気工事施工管理に関する実務経験として認められる工事種別・工事内容・従事した立場	
工事種別	主な工事内容(電気工事として実施された工事に限る)
発電設備工事	発電設備工事、発電機の据付後の試運転、調整 等
変電設備工事	変電設備工事、変電設備の据付後の試運転、調整 等
送配電線工事	架空送電線工事、架線工事、地中送電線工事、電力ケーブル布設・接続工事 等
引込線工事	引込線工事 等
構内電気設備工事 (非常用電気設備を含む)	建築物、トンネル、ダム等における 受変電設備工事、自家発電設備工事、動力電源工事、計装工事、航空灯設備工事、 避雷針工事、建築物等の「○○電気設備工事」 等
照明設備工事	屋外照明設備工事、街路灯工事、道路照明工事 等
信号設備工事	交通信号工事、交通情報・制御・表示装置工事 等
電車線工事	(鉄道に伴う)変電所工事、発電機工事、き電線工事、 電車線工事、鉄道信号・制御装置工事、鉄道用高圧線工事 等
ネオン装置工事	ネオン装置工事 等
(※)上記工事種別による増改設等の工事は、実務経験と認められます。	
従事した立場	上記の工事に携わった時の立場
	<ul style="list-style-type: none"> ○施工管理(請負者の立場での現場管理業務(現場施工を含む)) ○設計監理(設計者の立場での工事監理業務) ○施工監督(発注者の立場での工事監理業務)

なお、上記にあげた工事であっても、機器製造、据付などの業務は、実務経験としては認められません。